

平成30年7月（第8回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成30年7月17日（火）17:00～18:40

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、坂本参事、床本総務課長、村上施設課長、網本学校教育課長、三原学校教育課長同格、古富教育支援課長、谷学校給食課長、水津コミュニティスクール推進課長、佐々木人権教育課長、池田学びの森くすのき・地域文化交流課長、藤永図書館長、藤井学校教育課副課長、民谷コミュニティスクール推進課副課長、小林総務課副課長、東野総務係長

4. 傍聴者 あり

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成30年7月17日の第8回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、今回の資料とあわせて送付しました6月26日の第7回の議事録についてですが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第7回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第23号 教育委員会事務の点検及び評価について」、「議案第24号 学校運営協議会委員の任命について」の2件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。また、本日は傍聴者があります。教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 異議が無いようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。

教 育 長： では、始めに、「議案第23号 教育委員会事務の点検及び評価について」、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第23号 教育委員会事務の点検及び評価について」、説明します。

平成30年度教育委員会の事務の点検及び評価についてですが、平成29年度に実施した、宇部市教育振興基本計画における教育委員会の所管事業について点検・評価調書を作成しました。今後は、学識経験者の意見聴取を行い、その後、報告書を作成し、再度、教育委員会会議に上程し、12月の市議会へ報告する予定です。本日の進行につきましては、各事業に関する事務局からの説明は省略させていただき、皆さんからの御意見御質問に、主管課長がお答えするという形でお願ひします。質疑については、1から4の基本目標を区切りとして順次行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

教 育 長： それでは、基本目標の1「「学び合い」を通して、生きる力を育みます」(No.1～28)について、御意見、御質問はありませんか。

委 員 員： 「No.4 図書館等学習室設置事業」で中学校は12校で開放を実施していますが、小学校で開放した学校はありますか。

事 務 局： これについては、受験勉強も意識して夏休みの学習に取り組む目的を持っています。教育委員会として、小学校に働きかけを行うことはしていませんが、図書館の地域開放という流れもありますので、日にちを決めて児童に図書貸し出しを行っている小学校もあります。

委 員 員： エアコンが設置されていれば、とても有効なスペースとなりますので、引き続き実施をお願いします。

委 員 員： 中学校では受験勉強を意識してということでしたが、「No.2 家庭学習定着プログラム活用事業」において、中学校は102.9ポイントですが、小学校は97.1ポイントと全国平均を下回っています。小学校が上がった時もありましたが、低い年の方が多く小学校でつまずくと中学校にも影響しますので、小学校で身につけるべきことは、小学校で身に付けて欲しいと思います。特に小学校で図書館を学習室として開放して、長期休業中の学習支援を行って欲しいと思います。

事 務 局： 中学校では部活動があり、時間がそろわないので図書館を開放していつでも使えるようにしています。小学校では、図書館ではなく、夏休みに入ればばらくは、教室で学習支援を実施しています。

委 員 員： それぞれの教室で行われているのですか。

事 務 局： 担任がついて、各教室で行っています。

委 員 員： どの学校でも行われているのですか。

事 務 局： どの学校でも行っています。

委 員 員： 小学校での学習支援の取組も記載した方が良いでしょう。

事 務 局： 記載します。

委 員 員： No.4の成果指標は中学校だけですが小学校も入れても良いのではないのでしょうか。

事 務 局： 教育振興基本計画における成果指標では、中学校のみとなっていますのでそれに従っています。

委 員 員： 中学校の取組だけの記載では、少し物足りないように見えてしまいます。

委 員 員： 「No.5 読書活動の充実(学校図書館等支援員の配置)」の成果指標は、小学

校だけですが、中学校も図書館支援員は配置されていると思いますが、数字が記載されていないので、誤解を招くかもしれません。

事務局： 成果指標については、教育振興基本計画に基づき記載することとしています。成果指標が中学校のみの場合でも、当初目標や取組結果の欄に、小学校に関することを記載して、事業内容を正確に示すよう対応します。

委員： 「No.1 学びの創造推進事業」で、取組結果の学校数と平成29年度の成果の学校数でずれがあるのは、どうしてでしょうか。

事務局： 取組結果については、平成29年度に学びのスーパーバイザーを招いた公開授業を実施した学校数を記載しています。成果指標における学校数は、単年度の実施学校数ではなく、該当年度までに実施したことがある学校数になります。すでに平成29年度までにすべての学校で実施しているので、小学校24校中学校12校と記載しています。

委員： No.1やNo.6で評価がBとなっていますが、成果指標からすると目標値を達成していると思われませんが、どのような根拠で評価をBとされたのでしょうか。

事務局： 成果指標に挙げられている目標値は達成していますが、学びの創造推進事業の目的を、すべて達成しているわけではないことからB評価としました。

委員： 「評価欄は平成29年度の当初目標に対する点検結果を評価したものです。」と謳っていますので、数値目標を明確にしている、それが達成できているのであれば、A評価で良いのではないかと思います。

委員： No.1の当初目標に、「全ての小中学校で日常的に授業改善に取り組む」と記載されていますが、それが達成できているかを考えるときに、数字では表せないものがあります。No.6においても「「学び合いのある授業」について指導できる教員を小学校18人、中学校15人にする。」とあり、平成29年度で小学校26人、中学校26人になったとありますが、質の問題を考えると、それだけで胸を張ってAと評価できるのか疑問があります。

教育長： 当初目標が数値目標で設定されていれば、その数値を持って評価し、数値目標以外の目標があれば、それも含めて総合的に判断するということで見直しを行いたいと思います。

委員： 「No.3 ICT活用教育支援事業」でタブレットPCの導入を進めてきて、2千台ぐらいはあると思いますが、数的には十分になったのでしょうか。

事務局： 現在、約2千台のタブレットPCを使用しており、教員数や学級数の増減で調整することはありますが、今後の方向としては、LTEタブレットPCへ変更していきたいと考えています。現在のタブレットPCでは、ネット回線を使用しており、一斉に使用すると回線の容量を超え、オンライン英会話などの授業で支障が生じています。

委員： 「No.10 学校人権教育推進事業」について、小学校23校、中学校11校が人権教育に関する学習支援事業を活用したとありますが、小中学校1ずつは、この事業を活用しなくても大丈夫だったのでしょうか。

事務局： これらの学校につきましては、全校一斉の人権学習会ではなく、各クラスでの人権学習を実施しています。

- 委員： 「No.1 4 幼保小連携教育事業」について、市内私立幼稚園への訪問を実施し、園全体の様子と支援の必要な園児等を把握したとありますが、昨年も質問があったと思いますが、保育所の訪問はどうだったのでしょうか。
- 事務局： 今年も全幼稚園を訪問する予定としていますが、保育所まで訪問するのは難しい状況です。
- 委員： 事業名として、幼保小となっていますので、毎年は難しいと思いますが、隔年でも良いので保育園も訪問していただきたいと思います。
- 教育長： 今後の課題として、再検討をお願いします。
- 委員： 「No.1 7 特別支援教育推進事業」で、個別の教育支援計画を作成するという事で、昨年は作成が進んでいないとの課題があったが、連携支援員が配置され、その指導によって作成率が上がって、今回の評価がAとなっているのですか。
- 事務局： 評価については、当初目標の校内コーディネーター等養成研修会の修了者数を達成したことに対する評価としてAとしています。連携支援員を配置したことにより、個別の教育支援計画の作成率も上昇していますが、今後の課題のところで記載したいと思います。
- 委員： 「No.1 1 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」について、健康教育を取り上げていただきありがとうございます。今後の課題のところで、平成30年10月実施に向けとありますが、明確でないので、フッ化物洗口の説明会と表記した方が良いと思います。それと、これから実施するにあたって、同意書が必要になるので、実施しない児童もでてくるかと思しますので、参加率が100%になるよう、数値でなくて良いので、目標として記載をしていただけたらと思います。
- 委員： 「No.1 5 小中一貫教育の推進」について、先日、中学3年生の公開授業を参観した際に、そのクラスの生徒が、小学校6年生の時に中学校の教員の乗り入れ授業を受けた時のことを覚えていて、それがこの日の授業の内容につながっていて劇的な感じがしました。この乗り入れ授業は、効果があると実感しましたので、積極的に実施してほしいと思います。小学校の教員が中学校に行くのは、見学という形になるのでしょうか。
- 事務局： 見学することによって、中学生が躓いている個所を把握して小学校の授業に活かすことや、夏休みの中学校の勉強会に小学校の教員が出向き、基本を指導することもあります。
- 委員： 小学校の教員が中学校に行くということについて、授業の関係で難しいとは思いますが、積極的に行って欲しいと思います。
- 委員： 「No.1 8 通級指導教室推進事業」について、取組結果で、保護者アンケートを実施したとありますが、この保護者アンケートは、どういうものか説明をお願いします。
- 事務局： 通級指導教室に通う子どもの保護者に学校を通じて、時間帯や内容等の満足度や御意見などを記載していただいています。
- 委員： 成果指標の通級指導教室での学習内容の満足度のパーセンテージは、このア

ンケートをもとに算出しているのですか。

事務局： その通りです。

委員： 満足度を数値化しやすい項目となっているのでしょうか。

事務局： そのように構成しています。

委員： 子どもにもアンケートをしていますか。

事務局： 保護者のみのアンケートとなっています。

委員： 「No.19 特別支援教育連携事業」で、パーソナル手帳の改訂を平成30年度に実施するとありますが、どのようになるのでしょうか。

事務局： 福祉部局と検討中ですが、どのようなパーソナル手帳にしたら良いか現在使用されている方の御意見を集約しているところです。

委員： 今後、教育委員会会議で、知らせていただけますか。

事務局： 会議の中で紹介したいと思います。

委員： 「No.18 通級指導教室推進事業」について、課題のところ、保護者の送迎の負担軽減のため、通級指導教室を増やしていくとありますが、設置地域に偏りがあったと思いますが、どう増やしていくのか具体的に検討されていますか。

事務局： 平成30年度から、北部地域の小学校への訪問型の通級指導教室を行うことについては以前御説明させていただきましたが、西宇部小学校から対象校に教員が訪問して、子どもたちが他校に移動せずに、授業を受けられるようになっていきます。本市としては、訪問型の通級指導教室と考えていましたが、県では、設置型の通級指導教室に該当するということでした。北部地域以外でも適用できるか今後検討していきます。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、次に、基本目標の2「宇部の精神（こころ）を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します」（No.29～36）について、御意見御質問はありますか。

委員： 「No.32 英語教育支援事業」について、英検3級の受験料を補助する制度はこの事業に該当するのですか。

事務局： そうなりますが、平成30年度からの取組ですので、今回は記載していません。

委員： 毎年度、ニューカッスル市へ10名派遣していますが、ぜひ増員をお願いします。

事務局： 主管課に働きかけを行います。

委員： 「No.22 学校安心支援活動事業」で、不登校児童生徒数の減少のため、様々な取組を行っていますが、そうした体験活動などにも参加しない児童生徒はどのくらいいるのでしょうか。

事務局： ただいま資料を持ち合わせていませんので、のちほど報告します。

委員： 「No.23 ふれあい適応教室活動事業」で、不登校の児童生徒数が122人となっていますが、どのくらいの期間で不登校と認定されるのですか。

事務局： 30日以上欠席で、不登校と認定されます。

委員： 不登校となった児童生徒は、どのくらい継続して不登校となっていますか。

事務局： ただいま資料を持ち合わせていませんので、のちほど報告します。

- 委員： ふれあい教室に通室した児童生徒は、かなり復帰できていますが、ふれあい教室にも通室できない児童生徒に対するアプローチを、強化してほしいと思います。また、不登校にならないようにすることが重要ですので、その対策をお願いします。
- 委員： 「No.3 1 伝統文化推進事業」の取組結果で、彫刻教育を実施した小学校は全24校となっていますが、中学校は10校となっていますので、全中学校で実施できるよう努力をお願いします。
- 事務局： 中学校12校で実施できるよう準備しているのですが、講師と学校のスケジュールが調整できない等の理由で2校実施できませんでした。
- 委員： 「No.2 9 ふるさと学習副読本作成事業」で、評価がBとなっている理由を教えてください。
- 事務局： 小学校では使用時間は多いのですが、中学校では授業時間に余裕がないため使用時間が低くなっています。その対策として、教科書内容との対応表を作成し、学校に配布しています。
- 委員： 小学校はAだけでも中学校も含めて考えると総合でBということですか。
- 事務局： そういう評価になっています。
- 委員： 「No.3 0 宇部の精神（こころ）を知る事業」について、うべタイムの取組がありますが、これは副読本を使用しないのですか。
- 事務局： うべタイムでは、ふるさと学習副読本を使用していますし、活用の幅を広げるため、社会科の分野だけでなく、福祉などの分野も取り入れています。
- 委員： 宇部市でも、シビックプライドの醸成に取り組んでおり、子どもたちからしっかり取り組むことが大事だと思いますので、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。
- 委員： 「No.3 2 英語教育支援事業」でALTが増員され、大変喜んでいますが、質に関しても、研修などにより、レベルを保っていただきたいと思います。
- 事務局： ALTの確保は、簡単ではありませんが、面接や模擬授業などを行って、質の高いALTを確保しています。
- 教育長： よろしいでしょうか。次に、基本目標の3「安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します」（No.3 7～4 8）について、御意見御質問はありますか。
- 委員： 「No.4 7 ふれあい運動推進事業」について、平成29年中の宇部市内の刑法犯少年は67人で、平成28年と比較して20人の増加となっていますが、今後の課題等の記載と整合していないと思われます。
- 教育長： 内容について、再度精査をお願いします。
- 委員： 増えているのは中学生でしょうか。
- 事務局： 刑法犯少年は、未成年者ということになっていますので、中学生が増えているかは把握していません。
- 教育長： この人数は、宇部警察署管内で発生したものについてですので、宇部市在住の少年だけというわけではありません。
- 委員： 宇部市内の小中学校の児童生徒の数で、記載することはできないのですか。

- 事務局： 警察の統計上、把握は難しい状況です。
- 委員： 平成27年は84人で、平成28年に47人になって、大幅に減少して、良かったと思っていましたが、平成29年度でまた戻ってきて、いずれにしても宇部市はワーストに入っているので、非行防止の対策をしっかりと取り組んでいかなければと思います。この事業の取組内容の中に、青少年の居場所づくりを検討するとありますが、じっくり取り組んでいただきたいと思いますが、市長部局に、こども・若者応援部が創設されましたが、こちらの部も同様な取組をされるのでしょうか。
- 事務局： こども・若者応援部は、全ての青少年が対象となりますが、居場所づくりに取り組みます。
- 委員： 連携をとりながら、充実したものにしていただけたらと思います。これを推し進めていくにあたって、大事なことは、「No.7 道徳教育の充実」につながってくると思います。道徳の教科書を読むと、素晴らしいことが書いてあると思いますが、なかなか身に付かないのが現状だと思います。道徳教育の充実を図るためには、全ての教員が充実した研修を受ける必要があると思います。教員のなかには、規範意識に欠ける人もいるように感じることもありますので、さらなる努力をお願いします。
- 委員： 「No.37 小学校施設耐震化事業」の取組結果のところ、未契約繰越について教えてください。
- 事務局： 西岐波小学校、桃山中学校、厚東川中学校の体育館建て替えについて、当初、平成29、30年度の事業としていましたが、国の補正予算を活用するため、平成28年度に予算の前倒しをしました。しかしながら、期間の余裕がなかったため、工事請負契約の締結ができず、未契約のまま平成29年度に予算を繰り越しました。工事については、当初の計画通り平成30年度に完成予定です。
- 委員： 「No.39 通学路の安全対策」についてですが、現在では、子供会がなくなっている状況で、通学路が明確でなくなっています。見守り隊の方が立っていたところ以外の場所を、子どもたちが登下校していることも多くなっています。毎日のように不審者情報がメールで流れてきて、交通安全にかかわることの取組が多いのですが、不審者や犯罪被害防止の対策も、しっかり実施していただきたいと思います。
- 事務局： 以前は、通学路を学校が指定していましたが、今は、それぞれの家庭の事情により、申請した道を通学路としています。したがって、ほとんどの道が通学路となり全てに見守り隊の方に立ってもらうことは不可能となっています。不審者情報については、社会が非常に敏感になっていて、大量の情報が流れていますが、子どもたちの安全のために、しっかり取り組みたいと思います。
- 教育長： 春には大きな事件もありましたので、警察との連携も強化して安全対策に取り組んでいます。
- 委員： 「No.44 就学援助事業」で、入学援助準備金の前倒しはすでに実施されていますか。
- 事務局： 平成29年度から実施しています。

- 委員： 「No.46奨学金給付事業」で、前回も、20人の定員に対し、20人目と21人目の評価に差がないときに、21人とするにはできないのかという意見が他の委員からあったと思います。その際、この奨学金は、寄附金で賄われているとの説明がありましたが、寄附金でも決算額として計上されるのですか。
- 事務局： 寄附金を原資とした基金を積み立て、その基金から一般会計に繰り出して執行しますので決算額として計上されます。
- 委員： 財源は、寄附金による基金だけですか。
- 事務局： そのとおりです。そのため、寄附金の確保が今後の課題となっています。
- 委員： 奨学金の選考審査会に出席したことがあります。20人目と21人目の差がないときなど、大変選考に苦慮します。基金だけでなく、市の予算を使って救済ができないものでしょうか。
- 事務局： 事務局としても、できるだけ多くの生徒に給付したいという思いはありますが、結局どこかで線引きはしなければなりませんので、当面は現行のままとしていたいと考えています。
- 教育長： よろしいでしょうか。次に、基本目標の4「共存同栄、協同一致の精神（こころ）で、人と人が支え合う地域社会を実現します」（No.49～59）について、御意見御質問はありますか。
- 委員： 「No.54社会人権教育推進事業」の取組内容で、子どもと大人と一緒に参加できる学習会などを行うとあります。取組結果で、子どもと大人の人権学習会を校区人権教育推進委員協議会等と連携し18校区で開催したとありますが、これは、校区で実施する人権教育推進大会のことですか。
- 事務局： 校区の人権教育大会とは別のもので、学童保育に校区の人権教育推進委員が出席して、そこで人権学習を行うなどの取組を行っています。
- 委員： 実際に、子どもと大人が参加する学習会が18校区で実施されたのですか。
- 佐々木人権教育課長： 大人は人権教育推進委員が中心となりますが、子どもたちと人権学習会を行っています。
- 委員： 人権推進大会では、小中学生が発表して、その後、講演があって終わりという形が多いのですが、これだと、子どもと大人が参加する学習会とは言えないのではないかと思います。これとは別に実施しているということですか。
- 事務局： 自治会単位など、様々な形で行っています。
- 委員： 「No.57図書館運営事業」で、平日の時間延長は、いつから実施しましたか。
- 事務局： 平成29年4月から実施しています。
- 委員： 来館者数に関して、大きく増加するかと思います。それほどでもありませんでしたか。
- 事務局： 結果的に平成29年度の来館者は、前年度と比較して約1万人の減となっています。その理由としては、この3月から導入していますICシステムの設置のため、2週間程度休館したということがあります。平日の時間延長では、既存の利用者の利便性は向上したと思いますが、新たな利用者を取り込めていないという課題はあります。
- 委員： 「No.58子どもの読書活動推進事業」で、色々取り組まれています。第

二次子どもの読書活動推進計画」において、本を読むことが好きな子どもの割合を100%しますという目標を掲げていますが、これは、どこかで検証するのでしょうか。

事務局： 現在、「第三次宇部市子どもの読書活動推進計画」の策定に向け、見直しを行っているところですが、小学校の図書室の充実などにより貸し出し冊数も増えてきている状況です。中学校では、勉強や部活動の時間が多くなり、読書時間が減少する傾向にあると思います。今回の計画の見直しの中で、しっかりと、幼児から高校生まで積極的に読書活動に取り組むよう推進したいと考えています。

委員： 少し戻りますが、「No.28 防災教育推進事業」について、先日も豪雨や地震など、日本は本当に災害大国であると感じています。これからも異常気象で様々な災害が発生しやすくなっているということで、地域と連携した防災訓練を、25校で実施したとありますが、これを全校区で実施してほしいと思います。

事務局： 防災訓練は全36校で行っており、その訓練では、学校運営協議会や市の地域支援チームと連携して行っています。地域住民と連携した防災訓練を推進していくことは、今後の課題と考えています。今年度は、黒石中校区で、県の事業を活用して地域合同防災キャンプを実施します。炊き出しや、段ボールベッドの設置などを行いますので、その成果を宇部市全体に広げていきたいと考えています。

教育長： よろしいですか。それでは、「議案第23号 教育委員会事務の点検及び評価について」、御指摘いただいた点を修正して承認するという事によろしいのでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第24号 学校運営協議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第24号 学校運営協議会委員の任命について」、説明します。今回は任期満了に伴う委員の変更ではなく、教員の人事異動やPTA役員等の改選により、新たに委員となられる方を任命するものです。小中学校合わせて422名のうち、92名の方が異動となっています。なお、小学校と中学校で重複して委員になられている方もいらっしゃいますので、実人数ではありません。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 協議会の委員は、校長が推薦して教育委員会が任命すると宇部市学校運営協議会規則第5条にありますので、当該校の校長等は外れていて、接続する学校の校長か教頭が委員になっていると思います。そのなかで、川上小学校と川上中学校は、両校の校長、教頭がどちらにも入っていないというのは、小中で一つの学校運営協議会をつくっているからという理解でよろしいですか。

事務局： そのとおりです。

委員： それは、川上小学校と川上中学校が、小中一貫モデル校になっていることと関係がありますか。

事務局： 小学校中学校が1校ずつで、川上中学校の校長が、合同の方が良いのではないかとということで、新たに取り組んで、地域に諮られて合同になったという経緯があります。

委員： 桃山中学校区では小学校が2校以上あるので、合同になっていないということですか。

事務局： 校区の中で、そのような方向性が出ていないということで、今回の委員構成となっています。

委員： 委員の中に学識経験者が少ないように感じます。どのような方が学識経験者になるのか難しいのですが、宇部には山口大学の医学部や工学部、高専等がありますので、こうした関係の方も委員になっていただければ、広がりや専門的なことができるのかと思います。

事務局： 地域にそういう方がいらっしゃると認識されていれば、委員に推薦されることはあると思います。

教育長： そういう方に委員になっていただくことで、また違う意見も出てくるのではないかと思います。教育委員からこのような意見があるとコミュニティスクール推進課から呼びかけをお願いします。

教育長： よろしいでしょうか。「議案第24号 学校運営協議会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

教育長： 次に、その他の事項、「寄附の報告について」、をお願いします。

事務局： 6月分寄付について、6月8日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金として3,000円の御寄附がありましたので報告します。

教育長： 他になにかありますか。
(全委員意見なし)

教育長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。